

西濃地区警察職員宿舎整備運営事業プロポーザル公募要領

西濃地区警察職員宿舎（仮称）の設計、建設、管理及び運営事業を一体的に行う「西濃地区警察職員宿舎整備運営事業」について、プロポーザル応募事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 事業名

西濃地区警察職員宿舎整備運営事業

2 事業目的

警察職員の有事即応体制を確保するために、効率的かつ効果的な職員宿舎の設計、建設、管理及び運営を図るため、民間資金等を活用した事業により、大垣市内に警察職員宿舎（以下「職員宿舎」という。）を整備するものです。

3 事業範囲

本事業の事業範囲は、職員宿舎の設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務とします。

4 事業期間

本事業の事業期間は、基本協定書の締結日から西濃地区警察職員宿舎整備運営事業契約（以下「事業契約」という。）の契約期間の終期までの期間とします。

5 建設施設等

単身用1K（専有面積30㎡程度／戸：24戸）

6 その他

別添「事業概要書」のとおり

第2 応募資格要件等

1 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとします。

- (1) 応募者は、職員宿舎の設計、建設、管理及び運営を実施する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループは、その構成員から代表企業1社を定めるものとする。
- (3) 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者等から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は、提案書等の提出時において協力会社として明記すること。ただし、職員宿舎の設計、建設、管理及び運営のうち、職員宿舎の建設は、応募企業又は応募グループの構成員が単独若しくは他の構成員又は協力会社と共同で実施する。
- (4) 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできないが、協力会社となることはできるものとする。
- (5) 参加資格確認申請以降は、応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は認めない。ただし、県がやむを得ないと認めた場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加を認めるものとする。この場合であっても、代表企業の変更は認めない。
- (6) 応募グループで申し込む場合には、参加表明書、参加資格確認申請書類等及び提案書提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- (7) 代表企業が行う応募上の手続きは、応募グループの構成員らからの委任状提出を要し、構成員を拘束するものとする。

2 応募企業、応募グループの構成員の基本的要件

応募企業、応募グループの構成員において、職員宿舎の設計、建設、管理及び運営業務を行う

予定の者は、各業務を実施するために必要な資格及び許可等の法的要件を満たすこととしてください。

3 各業務を実施する者の応募資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社については、それぞれ次の要件を満たすことが要件となります。なお、複数の事業者で建設業務を実施する場合には、少なくとも1社が下記イを満たす必要があります。

ア 設計・工事監理に当たる者

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 建設に当たる者

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち建築一式工事について、建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 管理及び運営に当たる者

岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

4 応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の応募資格要件

次の要件を満たしていない者は、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領又は岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

ウ 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

オ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 応募資格確認基準日

応募資格の確認基準日は、参加表明書の提出日とします。ただし、応募資格確認後、基本協定締結までの期間に、応募者の構成員が上記参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とします。

第3 応募手続き等

1 募集要項、要求水準書及び事業契約書案等（以下「募集要項等」という。）の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和5年9月13日（水）から令和5年11月22日（水）までの9時から17時まで（県の機関の休日を除く。）

(2) 交付場所

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県警察本部庁舎 総務室装備施設課

2 募集要項等に関する質問書の受付期間、提出先及び方法

(1) 受付期間

令和5年9月13日（水）から令和5年11月10日（金）までの9時から17時まで（県の機

関の休日を除く。)

(2) 提出先

〒500-8501 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県警察本部総務室装備施設課管財係
電話 058-271-2424 (内線 2281)
FAX 058-275-7286

(3) 提出方法

募集要項等に関する質問書(様式は募集要項等による)に記入の上、ファクシミリ(送信後に電話により受信について確認してください。)又は郵送により受付期間内必着で提出するものとし、電話又は持参による受付は行いません。

3 募集要項等に関する質問書に対する回答の公表期間及び方法

(1) 公表期間

令和5年9月27日(水)から令和5年11月22日(水)までの間

(2) 公表方法

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内において公開します。

4 参加表明書、参加資格確認申請書類等及び提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和5年11月22日(水)午後5時必着

(2) 提出場所

2(2)に同じ。

(3) 提出方法

募集要項等により、参加表明書、参加資格確認申請書類等及び提案書を持参し、提出するものとし、郵送又はファクシミリによる提出は認めません。

5 応募の辞退

参加表明以降に応募を辞退する場合には、応募辞退届(様式は募集要項等による)を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年11月24日(金)午後5時必着

(2) 提出場所

2(2)に同じ。

6 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容・条件を承諾したものとみなします。

(2) 失格、無効及び不合格

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

(7) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(4) 他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行った場合

(9) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

(オ) 公募要領及び募集要項等に反すると認められる場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 無効事由

提案書等提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合又は不備がある場合は、無効となります。

ウ 不合格事由

提案書の内容が、募集要項等に示す条件、基本協定書及び事業契約等に示す事業の条件等の基本的事項を満たしていない場合は、不合格となります。

(3) 著作権・特許権

応募者の提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた損害を賠償する責任は、応募者が負うものとします。

なお、応募者から提出された書類は返却しません。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

なお、県が交付した募集要項等の資料については、提案書等の提出時に全て返却してください。ただし、応募参加を認められなかった者又は応募を辞退した者については、速やかに返却してください。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできません。

(6) 提案書類の変更禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。ただし、疑義等があり、県が補正及び追加を求めた場合は、この限りではありません。

(7) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(8) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用してください。

(9) その他

提出された提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

第4 提案の評価に関する事項

1 評価方法

提案書の内容が、募集要項等に示す条件、基本協定書及び事業契約等に示す事業の条件等の基本的事項を満たしていることが確認された応募者の提案書について評価を行うこととし、県が設置する「西濃地区警察職員宿舎整備運営事業プロポーザル評価会議」が行います。

なお、事業者の選定に当たっては、3の評価内容に基づき、提案書及び応募者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、提案の内容及び事業の実施能力等を評価会議構成員が評価、採点のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

令和5年12月中旬（予定）

開催日時、場所については、後日、応募者に通知します。

(2) 提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 20分間

評価会議構成員からの質疑 10分間

(3) 評価会議構成員

県が選任する有識者3名（予定）が評価を行います。

(4) 注意事項

ア 各応募者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。

イ 評価会議への出席者は2名までとします。

ウ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の提案を傍聴することはできません。

エ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者等の選定

(1) 3により、評価会議構成員の各評価点の合計（以下「合計点」という。）が最高点の者を最優秀提案者として、また、次に合計点が高い者を次点提案者として選定します。

(2) 同点数により最高点が複数いる場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定します。

(3) 最低基準点については、3によることとします。

(4) 応募者が1名のみの場合、(3)の最低基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

5 選定結果の通知及び公表

最優秀提案者及び次点提案者選出後、その結果を応募者に対して文書で通知するとともに、岐阜県のホームページで公表します。

なお、評価に関する問い合わせ及び評価結果に対する異議を申し立てることはできません。

第5 契約に関する考え方

1 契約手続

(1) 県と選定事業者は、速やかに本事業に関する基本協定を締結します。

(2) 選定事業者は、県との基本協定締結後、遅くとも事業仮契約の締結日までに、本事業のみを遂行する事業者である特別目的会社（SPC）として、会社法に定める株式会社を岐阜県内に設立することができます。

(3) 県と選定事業者等は、協議のうえ、可及的速やかに事業仮契約手続を行います。

※ 上記の契約に係る選定事業者等側の必要な印紙代など、契約書の作成に要する費用は、選定事業者等の負担とします。

2 事業の円滑な遂行のための準備行為

基本協定を締結した選定事業者は、事業契約が正式な契約となる以前であっても、同契約が想定する日程を踏まえ、同契約に基づく業務の期限内の円滑な履行を実現するために、本事業に関して必要な準備行為を行うものとします。

3 事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者等は事業契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することはできません。